

令和5年第4回（2023年第4回）
八街市農業委員会総会

令和5年4月7日
八街市農業委員会

令和5年第4回（2023年第4回）農業委員会総会

令和5年4月7日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹 | 15. 高橋 猛 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀 | 16. 中村宏之 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 18. 石井一男 |
| 4. 保谷研一 | 11. 小川正夫 | |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 實川彰一 | |
| 6. 師岡重良 | 14. 鶴澤良一 | |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

- | | |
|----------|----------|
| 13. 板倉 功 | 17. 寺嶋邦夫 |
|----------|----------|

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 小川正一 | 副主幹 | 齋藤康博 |
| 副主幹 | 及川透 | 主査 | 市原ふみよ |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について（農地中間管理事業）
議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて
議案第6号 令和5年度最適化活動の目標設定等（案）の承認について

5. その他

報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時32分)

○岩品会長

令和5年第4回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

最近、テレビのニュースなどをよく見ていると、少子化という話題がちらほら出ております。そのニュースの中で、結婚適齢期の男女に、今後の結婚するかしないかというようなアンケート結果では、結婚はしないという人が36%、結婚しても子どもはもうけないという人が46%いました。八街市の農業に携わっている後継者、いろんな地域で新しい後継者がいるわけですが、伴が見つからないというようなことで困っている家も、たくさんあるような気がします。JAで結婚相談みたいなこともやっているわけですが、私はそれだけじゃなく、もう少し、サラリーマンなら女性との巡り会の機会も、結構あるのかもしれませんが、農業は、なかなかそういう機会もなくて、巡り会の機会を、1年に一度でも二度でもいから、もう少し気軽に参加できるような機会があったらなど、私はこの頃思うようになりました。私個人的にも、今後は農協などにも、そんなことをちょっと言ってみようかなと思っています。もちろん、農業委員会で協力できることがあれば、各委員の皆さんにも協力してもらえたらなと思っています。

それでは、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で9件、その他議案4件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は15名です。

なお、推進委員の板倉委員及び寺嶋委員より、欠席の連絡がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長お願いします。

○小川事務局長

それでは、会務報告をいたします。

3月10日金曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

3月20日月曜日、午後1時30分から、同じく、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

3月30日木曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号7番、藤崎委員、8番、山本元一委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、榎戸字高台、地目、畑、面積3,771平方メートル。権利者事由、現在、家族経営で営農しているが、今後も農業を行うにあたり、自己所有地として所有したいため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

では、議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

本件は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

まず、申請地立地につきましては、位置は、榎戸駅より東方向に約1,200メートルに位置しておりまして、現況は畑作地で耕作されております。境界については隣接農地所有者に確認しております。進入路は全て八街市道より確保されております。

権利者の所有している主な農機具については、トラクター6台、キャロベスタ1台、ポテカルゴ1台、農薬散布機1台です。労働力は、権利者は生産法人を経営しており、両親ほか従業員、技能実習生約50名で、年間農作業従事日数についても問題ありません。また、技術力や面積要件についても問題ありません。その他、参考となる事項としまして、以前よりここは、賃貸し、耕作していた土地であり、購入の都合がついたため、今回、購入というような形です。

営農計画については、夏作はブロッコリー、冬作はキャベツの作付けを予定しており、また、通作距離につきましては、この法人の事務所より約300メートルぐらいで、約2分のところにあります。

以上の内容で、権利者及び従業員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。
議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。
(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
協議にあたり、議案第2号1番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、繁田委員が議事参与に該当するため、調査報告、質疑、採決まで先議したいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がありませんので、議案第2号1番を先議することに決定しました。
繁田委員、退席をお願いいたします。
(繁田委員 退席)

○岩品会長

それでは、事務局、説明願います。
及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、使用貸借、所在、朝日字松里地先、地目、畑、面積6,902平方メートルのうち825.18平方メートル。転用目的、自動車整備工場及び車両置場用地。転用事由、現在、自動車整備及び中古車販売業を営んでいるが、既存施設は借地で、取引先の増加により手狭なため、既存施設は返却し、自宅からも近く、祖父の所有する当該申請地を整備工場及び車両置場として利用したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。
以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。
議案第2号1番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

議案第2号1番、農地法第5条申請に係る調査結果について、報告いたします。

立地基準ですが、申請地は八街市役所より北方向へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は八街市道により確保されております。

農地性としては、事務指針26ページ、②の④に該当する第1種農地として判断いたしました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の③(エ)による例外に該当します。

一般基準ですが、権利者が申請地を祖父から借り受けて、自動車整備工場及び販売車両の置場として使用するものです。申請面積は825.18平方メートルで、現在借りている場所では手狭になったためとのことで、面積妥当と思われま

す。造成計画は、砂利を敷いて敷地内で切り盛りするため、埋立ては行わない。防災計画として、工事中は周辺農地に粉じんが飛散しないように、建築敷地周囲に防護ネットを設置する。周囲にブロックを積み、雨水、土砂等の流出を防止する。用水は地下水を利用。雨水は敷地内浸透。生活排水はありません。

申請地には、権利移転に対して支障となるものはなく、隣接土地所有者には説明済であります。権利者は市内において自動車整備及び販売業をしており、許可後、速やかに実施するものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

繁田委員、着席願います。

(繁田委員 着席)

○岩品会長

次に、議案第2号2番から9番まで、事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

番号2、区分、賃貸借、所在、八街字平沢地先、地目、畑、面積4,198平方メートルのうち3,575.20平方メートル。転用目的、駐車場及び資材置場用地。転用事由、現在、合成樹脂製品の製造・加工販売業を営んでいるが、既存の駐車場及び資材置場が手狭なため、既存施設に隣接する当該申請地を駐車場及び資材置場として整備し、利用したいというもので

す。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号3、区分、売買、所在、八街字柵形地先、地目、畑、面積328平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、居住している住宅は老朽化し手狭なため売却し、当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号4から番号7は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号4、区分、一時転用、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積743平方メートルのうち0.35平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号5、区分、所在、地目、同じく、面積727平方メートルのうち0.41平方メートルほか2筆、計3筆の合計1.23平方メートル。転用目的、同じです。

番号6、区分、所在、地目、同じく、面積701平方メートルのうち0.41平方メートル。転用目的、同じです。

番号7、区分、所在、地目、同じく、面積703平方メートルのうち0.41平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.82平方メートル。転用目的、同じです。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた、農用地区域内にある農地及び農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号8、区分、売買、所在、八街字実生松地先、地目、山林現況畑、面積957平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場用地。転用事由、現在、梱包資材の販売業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、既存施設に隣接している当該申請地を取得し資材置場及び駐車場として利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

本案件につきましては、令和5年2月24日付で申請がありましたが、令和5年3月6日付で取り下げされ、再度申請されたものです。取下げ、再申請に至った経緯ですが、2月24日付で提出された申請について、地区担当推進委員が現地調査を実施した際に、外構工事の一部が着工されていることを発見いたしました。当局も直ちに現地調査を実施し、工事中止、事情聴取を実施するために、関係者を招集し、現状のままでは審査できない旨を伝え、3月6日付で取下げを行わせたものです。その後、関係者を招集し、当局及び千葉県印旛農業事務所職員とともに聞き取り調査を実施したところ、当該申請地は農振除外申請を行った土地であり、農振除外を行えば事業を実施していると勘違いしていたとの回答がありました。このことから、原因は農地法の理解不足であったこと、また、工事中止や関係者招集等の当局の指導に従っていることなどを踏まえ、許可権者である千葉県印旛農業事務所と協議の結果、悪質な違反には

該当しないと結論づけ、始末書及び顛末書を添付すれば、再度の申請を認めるとの結論に至り、本申請が受付となりました。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に議案第2号2番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

議案第2号2番について、農地法第5条申請に係る調査結果について報告いたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約2キロメートルに位置し、進入路は千葉八街横芝線により確保されております。

農地性としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当する第1種農地として判断いたしました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔（オ）による例外に該当します。

一般基準ですが、権利者が申請地を借り受け、駐車場と資材置場として使用するものです。申請面積は3,575.20平方メートルで、現在、使用中の社員駐車場は、従業員及びパート社員の増加により狭くなったため、また、工事敷地内で扱う材料や残材を置くスペースを確保するためとのことです。面積妥当と思われる。

造成計画は、埋立ては行わず、整地し、碎石を敷いて使用。申請地は周辺で最も低い土地であるため、下流部に調整池を造り、雨水を浸透させる計画です。用水、生活排水はありません。計画地の外周に柵を設置して、入り口以外からは進入できないようにするそうです。

申請地には、権利移転に対して支障となるものはなく、隣接土地所有者には説明してあるとのこと。権利者は八街市において、合成樹脂、ゴム製品の加工、製造及び販売をしており、許可後、速やかに実施するものと思われる。これらのことから、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないものと思われる。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号3番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第2号3番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南西へ約2.5キロメートルに位置し、市道からの進入路は購入予定であり、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の（b）に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は328平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われる。資金の確保につきましては、自己資金及び借入金で賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、申請地周辺に農業用排水施設はなく、日照、通風についても、平家建てのため影響はないと判断します。農地隣接部分にコンクリートブロックを施工し、土砂等の流出を防止するので、隣接地に支障を来すことはないと思われます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在、居住している住宅が老朽化し、手狭になったため、現住まいからも比較的近く、商業施設などが点在し、生活の利便性がよい当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号4番から7番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第2号4番から7番については、同一状況のため、一括して調査結果を報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所から西へ約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。

農地区分としては、4番、5番、6番は事務指針26ページ、②の①に該当するため、第1種農地と判断されます。7番については農振農用地です。申請は、営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、第1種農地の場合の事務指針30ページの②の①による例外に該当、同じく、農振農用地の場合の事務指針29ページ、①の②による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、当申請は令和2年4月30日付で許可されたものを継続するものです。耕作物はヒサカキで、現場はまだ育成中で、除草等しっかり管理されており、耕作者は引き続き営農に当たるということから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号8番について、師岡委員、調査報告をお願いします。

○師岡委員

議案第2号8番、農地法第5条の規定による許可申請について、調査報告をします。

本申請は、既存施設の拡張の申請です。なお、本申請にあたり、農地転用許可前に工事着手という農地法違反に対し、始末書、顛末書が添えられています。

まず、立地基準ですが、八街駅より西南約6.1キロメートルに位置し、既存施設を経て、進入路は確保されています。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は、現在、梱包資材の販売業を営んでいるが、既存施設が手

狭なため、既存施設に隣接している申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場用地として利用したいということです。申請面積は957平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画になっております。申請地には、小作人等、支障となるものはありません。また、隣接する農地は義務者の所有地で、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、周囲をコンクリート打設にて低層土留め擁壁を設置し、土砂等の敷地外流出を防止します。雨水は敷地内で自然浸透にします。

これらのことから、必要性についても認められ、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号3番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号4番から7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番から7番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号8番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書7ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積計画(案)の承認について、

ご説明いたします。

本件につきましては、令和5年3月16日付で、八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、榎戸字大山、地目、畑、面積、987平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積、5,962平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は7年、新規です。

番号2、所在、榎戸字小妻作、地目、畑、面積、2,181平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は10年、新規です。

番号3、所在、八街字松島、地目、畑、面積、6,945平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号4、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積、651平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,198平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、再設定です。

番号5、所在、八街字南常盤台、地目、畑、面積、2,195平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,385平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は2年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から5までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので議案第3号は承認することに決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認について(農地中間管理事業)を議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書9ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和5年3月16日付で、八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、文違字文違野、地目、畑、面積、1万8,352平方メートルのうち2,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和15年4月14日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書10ページをご覧ください。議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について、ご説明いたします。

これは、農地利用状況調査におきまして、現況が山林、原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って、非農地と判断するか否かを対象とした土地です。

調査日については、転用事実確認日と併せまして、令和5年3月30日に、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、事務局からは小川事務局長で実施いたしました。

調査結果につきましては、計1筆、234平方メートルを非農地と判断いたしました。

ただいまご説明いたしました1件につきまして、認定を求めるものです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を認定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので議案第5号は認定することに決定します。

次に、議案第6号、令和5年度最適化活動の目標設定等(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書11ページをご覧ください。議案第6号、令和5年度最適化活動の目標設定等(案)の承認について。令和4年3月末の様式が新しくなり、農業委員会は最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農用地利用最適化推進及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして、点検、評価を行った上で公表することが重要とされました。

記載の内容ですが、令和5年度の目標として作成しております。お手元の資料の別紙、様式1をご覧ください。

1ページ目ですが、農業委員会の状況につきましては、令和5年4月1日現在の状況が記載されております。

次に2ページ、最適化活動の成果目標といたしまして、(1)農地の集積については、集積率は35.7%となっており、集積目標、令和6年度に集積率を58%としております。これは、国の通知により、県で作成している千葉県農業経営基盤の強化の推進に関する基本指針に合わせる事としております。今年度の新規集積面積は302ヘクタールを目標としております。

(2)遊休農地の解消といたしましては、令和3年度の利用状況調査の際の遊休農地の面積を記載しております。その中で、緑区分、黄色区分とありますが、緑区分はトラクター等の耕作機で直ちに畑へと復元できるものであり、通知では5か年で解消することとされております。このことから、今年度の解消目標面積は2.4ヘクタールといたしました。黄色区分につきましては、基盤整備等の実施により、再生可能な農地として耕作が可能な状況となる農地となりますので、今後は、県、市、農地バンク等と協議し、遊休農地の解消のための工程表の作成を行うこととしております。

(3)新規参入者の促進といたしましては、現状及び課題、目標としては、過去の平均の1割以上の新規参入者による権利移動面積及び権利設定を、今年度は3.5ヘクタールを目指すこととして設定いたしました。

2番、最適化活動の活動目標で、推進委員等は、最適化活動を行う日数目標については、先日行われました農林水産省の説明会において、月十日以上の活動を基本としているとの説明がありましたので、月十日で設定させていただきました。なお、農地利最最適化交付金の関係で、月あたりの平均活動日数が1日以下では、該当する委員には交付金が出ないこととなってしま

いますので、ご注意ください。活動強化月間につきましては、三月以上の設定が必要なため、9月の利用状況調査時に、遊休農地の解消のために1回、10月、11月に農業者年金の広報活動があるため、合わせた形で行うよう設定いたしました。新規参入相談会につきましては、年1回、新規就農者の相談会に推進委員等が1名出席するよう設定いたしました。このことにつきましては、先ほど役員会でもご承認をいただいております。

以上、ご審議願います。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ、小川委員。

○小川委員

事務局にお尋ねをいたします。緑区分の遊休農地、正直なことを言って、私たちにどこに、どれだけ、どういう畑で遊休農地になっているのかという情報が、全く分からないと。もしかしたら管内に、ここを耕せるものなら耕して、借りたいなという農業者がいるやもしれないけども、その点の情報というものは、どうなんでしょうか、この先。

○齋藤副主幹

昨年度、令和4年度においても、緑区分というのは存在しておりますので、各地区の担当、前は各地区の担当委員様にはご紹介していなかったんですけども、今後は、その緑区分がどこの地域にあるか、どこを緑区分と判断したかを、情報としてご提供させていただければと思います。

○小川委員

ありがとうございます。

○岩品会長

ほかにございますか。

○小川委員

いま一つよろしいですか。

○岩品会長

どうぞ。

○小川委員

もう、今、既になくなっちゃっているかどうか分かりませんが、遊休農地になって、雑木が出て、バックホーを入れて伐根して、農地に復元するとかという助成金というのがございましたよね。今もそれはございますか。

○岩品会長

どうぞ。

○齋藤副主幹

すみません。今のご質問については、農政課等に確認しなければ、お答えが難しいです。

○小川委員

来月をお願いします。

○齋藤副主幹

はい。

○岩品会長

ほかにございますか。いいですか。

どうぞ、師岡委員。

○師岡委員

農地の集積の目標と書いてありますが、この集積というのは、1か所に集めるんですか。

○齋藤副主幹

1か所に集めるというか、今、農業経営をやっている方に、例えば、遊休農地とか、空いている農地を集約する、そういったことを目指しております。

○師岡委員

分かりました。

○岩品会長

ほかにございませんか。どうぞ、藤崎委員。

○藤崎委員

新規参入の促進とありますが、それというのは、向こうから来たら、ないでしょうかと来たら紹介するという形か、それともホームページ等で、八街に来てください、こういう条件がありますよという、積極的なPRをしているかどうかを、ちょっとお尋ねいたします。

○齋藤副主幹

積極的なPRといいますと、農政課等では行ってはおると思うんですが、具体的にどういったものというのは、今はご提示が難しいです。

あとは、新規参入の促進につきましては、例えば、委員さん方でご近所の方で新規参入したいといった場合に、そのときのご相談に乗っていただけるように、目標として設定させていただいております。

○藤崎委員

ありがとうございました。

○岩品会長

これ、私の質問なんですけど、さっき、聞けばよかったんだけど、これ、新規参入相談会への参加目標となっていますから、相談会への参加回数1回、参加者1となっていますけど、2回参加してもいいということでしょう。あれば。

○齋藤副主幹

そうですね。今、県のほう、あとは園芸協会のほうに確認しましたら、あと、農業会議へ、会議の開催について確認したところ、今のところ、昨年同様、年1回は、そういったインターネットとかを通じて行くと、聞いておりますが、ただ、それにもインターネットの方にも限度があるので、参加できる人数というのは、やはり、Zoom等で、インターネットで開催する

そうです。その際に、どなたか委員さんにご協力いただければと考えております。

○岩品会長

インターネットでの参加ですか。

○齋藤副主幹

そうですね。

○岩品会長

分かりました。

ほかにごございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので議案第6号は承認することに決定します。

次に、報告第1号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書12ページをご覧ください。報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、朝日字松里、地目、畑、面積760平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積4,786平方メートル。合意の成立日、令和5年2月1日、土地引渡時期、令和5年2月28日です。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。ご苦労さまでした。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時19分)

議事録署名人

議 長

7 番

8 番